

令和3年度 第2回大正区地域福祉推進会議

令和4年3月4日（金）

午後2時02分～午後3時58分

於：大正区役所4階 区民ホール

午後2時02分開会

○嶋原保健福祉課長

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第2回大正区地域福祉推進会議を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます、大正区役所保健福祉課長の嶋原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、これまで同様、新型コロナウイルス感染症予防対策として、会場場所、配席を配慮し、参加者の皆さまにも衛生対策を実施させていただいております。皆さまにおかれましては、入場時の体調チェックや手指消毒などご協力いただきまして、本当にありがとうございます。会議中につきましても、マスクの着用、咳エチケットの励行など、引き続き感染予防対策へのご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

また、会議の運営につきましても、マイクほか、共用部分の消毒など予防対策も行っておりますが、発言者のマイクにつきましては、職員がスタンドに立てたマイクをお持ちいたしますので、マイクに触れずご発言いただきますようご協力お願いします。スムーズに進行ができますよう努めてまいりますので、新しい会議運営の確立に向け、ご不便をおかけするところもありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は事前にお配りしました資料にもございますように、「地域で福祉課題を話し合う場（仮称）小学校区福祉委員会」の現状と進捗状況について、それから「要援護者支援システム構築の進捗状況」、「大阪市大正区生活困窮者支援会議」についてご説明させていただきます。これまで同様、委員の皆さまからは忌憚のないご意見を頂き、大正区における地域福祉の推進の参考にしてまいりたいと思っております。最後までよろしくお願いいたします。

なお、本日は川上委員から、ご都合によりご欠席ということでお伺いしております。また、姜委員につきましても、すこし遅れられておられると思っておりますので、よろしくお願いいたします。区役所側からも、古川大正区長が急きょ所用のため欠席となっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、開会にあたりまして、村田大正区副区長よりごあいさつ申し上げます。

○村田副区長

皆さん、こんにちは。大正区副区長の村田です。大変お世話になっております。ありがと

うございます。

本日につきましては、まず、先ほど案内がありましたとおり、古川区長が所用で欠席という事で、皆さまによりしくお伝えくださいと言付かっておりますので、まず冒頭これをお伝えしましてお詫び申し上げたいと思います。

また、本日はご多用中のところ本会議にご出席賜りまして、ありがとうございます。本日につきましては、議題としまして、今年度の取り組み、それから来年度に向けてどのようにしていくか、それから併せまして、前回の宿題もご説明してまいりたいと思いますので、本日長時間、2時間とのことですけれども、皆さまのご議論、ご審議賜りますように、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、ごあいさつと代えさせていただきます。ありがとうございます。

○嶋原保健福祉課長

ありがとうございました。

続きまして、本日の配付資料と、事前に送付いたしました資料につきまして、確認をさせていただきます。

事前に送付いたしました資料につきましては、本日ご持参いただいておりますでしょうか。ご持参でない場合につきましては改めてお渡しさせていただきますので、お声掛けいただければと思います。

ではまず、本日配付の資料から確認いたします。資料の右肩に、当日資料1としております、「本日の次第」。続いて、当日資料2として「大正区地域福祉推進会議委員名簿・座席表」。当日資料3の「つながる場と法定会議の関係」、こちらの資料につきましては、事前に送付しておりました資料番号5番との差し替えとなりますので、よろしくお願い致します。それから、当日資料4としまして「ご意見シート」の以上4点になります。大丈夫でしょうか。

次に、事前にお送りいたしました資料の確認をいたします。まず、資料番号1の「令和3年度 第1回大正区地域福祉推進会議での主なご意見と対応一覧」。併せて、第2回総合教育会議資料からの参考資料「こどもの居場所づくりについて(案)」。資料番号2の「地域で福祉課題を話合う場(仮称:小学校区福祉委員会)の現状と進捗状況について」。資料番号3「令和3年度 大正区社会福祉協議会「地域支援会議」の開催状況」。資料番号4「要援護者支援システム構築の進捗状況について」。資料番号5、こちらのほうは、すいません、先ほどのものと差し替えているものになります。よろしくお願い致します。それから、資料番号6「生困シェア会議開催状況」の以上になります。大丈夫でしょうか。

それでは、本日の会議は全て公開となります。また、議事録作成のため、記録業者を入れております。これまでどおり、各委員におかれましては、ご発言いただくときにはお名前をおっしゃっていただくと幸いです。なお、区役所職員についても同様の取り扱いをお願いします。また、会議の様子を記録するために、事務局が写真撮影を行いますので、ご了承ください。

ださい。会議録や撮影させていただきました写真等につきましては、後日、区のホームページで公開させていただきますので、併せてご了承いただきますようお願いいたします。

最後に、本日の会議は2時間を予定しております。最長でも、午後4時には終了したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは鈴木委員長、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。大阪成蹊短大の鈴木です。本日はよろしくお願いいたします。

本日もすけども、報告1点と、議題が3点ありますので、皆さま、円滑な議事進行および活発な意見交換をよろしくお願いいたします。

会議が始まる前に、一点だけ了承いただきたいんですけども、私ちょっと咳が出てます。実は、先月の頭に陽性になりまして、治ったんですけども、喉の炎症だけがまだ治ってなくて、ちょっと咳が出ます。ただ、咳出ますけども、何かをまく状況ではありませんので、治っておりますけど、そこをご了承いただきたいと思います。

というわけで、まず、報告の1つ目。前回のご意見に対する回答および対応について、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○嶋原保健福祉課長

保健福祉課長の嶋原です。

私から、事前送付資料の資料番号1の「令和3年度 第1回大正区地域福祉推進会議での主なご意見と対応一覧」について、いくつかピックアップさせていただきまして、説明をさせていただきます。

まず、番号1、鈴木委員長から、小学校区福祉委員会の進捗状況についてご質問いただいた部分につきましては、この後議題にありますので、そこで説明させていただきたいと思っております。資料番号2、中村委員の、協議体の会議で出された課題はどうなったか出さないと、事業計画が適切か判断できないと思う。課題に対して目標を持つやり方に変えたほうがいいのではないかと質問を頂いておりまして、その回答としましては、事業業務計画書は区役所としての目標が一定の数値として表れるものを設定している。事業の目的に関しては協議体で議論して設定していく必要があると思うと回答しております。また、今後の対応としましては、量的な目標と協議体での議論内容など、質的な目標を網羅でき分かるように工夫し、今後改善していくよう考えたいとしております。

続きまして、番号4、鈴木委員ご質問の、数値目標として、多くの事業で広報周知を掲げているが、効果がないのであれば他のものを探していかなければならないのではないのかとの質問に対しまして、対応としましては、各協議体において認知度の向上について議論するとともに、新たな広報手法については当区広報担当とも連携し、積極的に活用していくと考えております。

続きまして、資料番号 8、鈴木委員質問の、不登校の増加の背景、不登校の対応について、こどもの居場所づくりの支援は、こどもサポートネット事業に関連してくるのか教えてほしいということで、対応としましては、こどもサポートネット事業で不登校の状況を明確になったことが増加の背景の一つとして考えている。不登校の支援として、学習・登校サポート事業を実施している。また、居場所づくり支援もこどもサポートネット事業の一つの支援と考えているとしております。

続きまして、番号の 9、中村委員の質問、それから番号の 10、鈴木委員長からの質問で、生活困窮者支援会議の中で、生活保護受給者が入るかの整理についての質問を頂いております。こちらのほうは、当日資料 3 をご覧いただきたいと思います。これまでは生活困窮者支援会議とつながる場が、大正区の場合、同一の会議として設定されておりました。それを、要綱改正により、別のものとして今回改正しております。これは、これまで要綱上、生活保護受給者が会議の対象外と読めてしまうことが原因でした。この表は、つながる場と生活困窮者支援会議を含めた既存の仕組みを整理した表となっております。今回別にしたことで、つながる場については、明確に生活保護受給者も対象となりました。生活困窮者支援会議は、生活保護に至るまでの方が対象ということで、生活保護受給者は対象外となります。生活保護受給者は生活困窮者支援会議にかけるまでもなく、生活支援担当のケースワーカーで検討して対応しているところでございます。しかし、生活保護受給者やその世帯が、複合的な課題を持つ場合は、つながる場を活用することが可能です。また、今回の要綱改正で、専門的な助言を行っていただけるスーパーバイザーの派遣も、市からいただけることが可能となっております。前回のところで、口頭の説明ということで分かりにくいところもありましたので、今回、この表で明確にさせていただけたかと思っております。

続きまして、番号の 11、飯田委員質問の、令和 3 年度はコロナでのしわ寄せをどの程度取り戻し、計画に沿うようにするか、しわ寄せを解消できなかったところをどうするのかという質問に対して、コロナ禍でも対策を取りながら進める、できることを進めていくよう区役所でも考えているとしております。

続きまして、番号 12、中山委員の質問で、協議体について、共有と連携が機能しなければ成功することはないし、前に進むこともないと思うという意見を頂いております。回答としましては、他区の事例などにアンテナを張り、いい事例を共有し、連携を取って進めていきたい、頂いた意見を参考に一緒に考えていきたいと回答させてもらっています。また、番号 11、12 を通じて、令和 3 年度の事業業務計画の実績や、課題の対応については来年度の会議で報告していきたいと考えております。

それから番号 6、中村委員の質問、番号 13 の鈴木委員質問の、こどもの居場所づくりの支援につきましては、その対応等について、こども・教育担当課長の池田課長よりご説明いただきたいと思います。

○池田こども・教育担当課長

皆さん、こんにちは。こども・教育担当課長、池田です。よろしくお願いいたします。

お手元に、参考資料の「令和3年度 第2回大正区総合教育会議資料」というのをご準備させていただきました。これは、12月に実施しました会議の資料となっております。今回、こどもの居場所づくりについてということで、会議の中では、いつでも再スタートできる環境や、学校以外で大人とつながる場所、そういったことと、不登校の支援策を周知徹底をしていってほしいというお話がございましたので、こどもの居場所づくりについて、案としてお示しをさせていただきました。内容は「大正区の現状や課題」というところで、特に今、不登校の中では中学生の不登校が増えていっていること、また、2番目では「地域で実施している居場所の状況」をお伝えさせていただきました。主に小学生を対象にした取り組みとなっております。また、大正区で進めております、学習・登校サポート事業や、教育委員会が学校生活への復帰、自立を目指した適応指導教室についてもご説明をいたしました。

そして、3番といたしましては「めざす居場所のかたち」ということで、こちらのほうは、誰がやっていくのか、いつからやっていくのか、また、どのような内容をしていくのか、またそれを、費用の面も含めてどういったことが活用ができるのかというところを、居場所のめざすかたちということでご提案をさせていただいたところです。当日のご意見の中では、居場所をつくることで不登校などの課題を解決するケースが増えていくのはいいことだが、個々のケースに対応できる相談体制の構築が重要であろうと。また、常に居場所づくりに取り組んでおられる方からは、子どもが得意なことを引き出してあげれる居場所づくりの活動に取り組んでいるが、地域との連携や情報共有が非常に重要だと思う。一方でまた、地域で活動されておられる方は、居場所に限らず地域の大人がしっかり見守っている姿を見せることが、子どもの安心にもつながっていく。全ての立場、いろいろ踏まえながらご意見を頂いたところです。

地域では、今も見守り活動が丁寧に行われておられますし、地域、学校、行政が一体となりまして、不登校の未然防止にも取り組んでいきたいと思っております。一方で、不登校の支援につきまして、大正区のスクールソーシャルワーカーについて、2月号で紹介もさせていただいたところです。こどもの居場所づくりという大きなテーマを基に、また3回目の会議を、この17日にも開催を予定をしておりますので、またそこで議論をまとめてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長

はい、ありがとうございました。

今、嶋原課長と池田課長より、前回の会議の意見内容の回答の確認と、あと、対応についての補足説明を踏まえて、補足をいただきました。前回の内容と今の回答に対しまして、何か質問であったり補足の確認事項とか、皆さまございますでしょうか。

では、少し私のほうから一点、確認をしときたい点がございまして、質問の、資料番号6番目の、中村委員のご意見。こどもの居場所づくり支援の具体的な部分と、私も若干、13番

だったかな、そういったところにもあるんですけども、こどもの居場所づくりについての案ということで、今回資料を頂きました。昨年末、令和3年12月に行われた会議資料を提示いただいたので、昨年末の段階でまとまった内容が提示されたと思っております。ここで大正区の現状と、あと、地域で実施している居場所の状況と、教育会議がめざす居場所のかたちということで、3つの切り口から挙げられているのですが、少し確認しておきたいのは、こどもの居場所について、実際、大正区の状況が今どうなっているのかという点なので、地域で実施している居場所の状況ということで4カ所挙げていただいていますけれども、こどもの居場所活動、居場所づくりをしているのは恐らく地域だけではなくて、それこそ、このような子どもを救うぞという形で行われているところと、あと、学習支援の場で行われているところであったり、あと、子どもと親のサードプレイスみたいな形で行っている、いろんな形があるのですが、地域以外で実施されている活動ってどれぐらいの数があるのかとか、その辺りについてはどの辺まで進んでいくのかってところを、まずお伺いいたします。

○池田こども・教育担当課長

今、委員長からご質問がありました、こどもの居場所、地域だけでなくさまざまな団体が取り組んでいるところがあるのかということでは、これは大阪市社会福祉協議会のほうが、居場所についての調査ということで、大正区の現状の部分も把握をしておりますところでは、NPOが一つされているところ、あと、個人で活動をされているのが一つございます。そういったところは把握をしております。あとは、地域で実施をされております、今のこの4つということになっております。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

あと、こどもの居場所づくり支援というので、つくるのをバックアップしていくってことですが、その点に関しては、具体的には、めざす居場所のかたちをどう進めていくかを少し確認できればと思っております。

○池田こども・教育担当課長

支援という形では、次回、この17日に実施を予定をしております総合教育会議の中でも、最後まとめていきたいと思っております。それぞれ地域で実施をされておりますとこと、また、学校や行政がそれとどのように連携していくことになるのかということと、一方で、これは令和5年度からになりますが、令和4年度はモデル事業で、居場所づくり支援のモデル区が立ち上げ支援を、予算を付けてやっていくことになっております。それを令和5年度は、今のところでは、全区展開をしていくというふうに聞いております。やはり、費用面をどのようにしていくかということも大変課題になると考えておりますので、その点も含めて居場所づくり支援というのを取り組んでまいりたいと思っております。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

居場所づくりの担い手としては、ほんとに今、課長がおっしゃられた、団体であったり、あと、さまざまな社会福祉施設が子どもの居場所づくりとかにコミットしているところもありますので、そういういろんな切り口からの底上げをしていただければと思いますので、またその辺りはいろんな施設関係も含めて進めていただければと思います。

ほかにこの、前回の意見と対応の内容について、質問とか確認事項とかございますでしょうか。

飯田委員、お願いします。

○飯田委員

第二大正園の飯田と申します。よろしく申し上げます。

先ほど来、令和3年度の第1回目の大正区地域福祉推進会議の意見と対応、実は、拝見させていただいたときに、感じるところが一点ございましたので、手を挙げさせていただきました。12番目に書かれておられます、中山委員さんからのご意見で、協議体関係の連携がいつも話に出ているが、共有と連携がちゃんと本当に機能しなければ絶対に成功することはないし、前に進むこともないという意見に対しての回答ですね。各協議体の連携につきましては、他区の事例や事業運営などアンテナを張り、いい事例を共有し、連携を取って進めていきたいと考えておりますうんぬんの、このことなのですが、そもそも私がここに来させていただいているのは、高齢者施設、特養ですね。特養の責任者をやらせていただいている、大正区社会福祉施設連絡会で会長をやらせていただいている関係で、ここに座らせていただいているという背景があるのですが、その大正区社会福祉施設連絡会で、先だって鈴木先生に、SDGsのまちづくりというテーマで研修を行っていただきまして、Zoomだったのですけれど。そのときに、われわれがこれから進めていこうと思っていることの中で、各施設から出しているギブアンドテイクの、地域に対してギブアンドテイクの中で、社会資源としてどういうものを地域に提供できるのか、一つは人であったり、また、物であったり、また、会議室とか、そういった空間であったり、そういったものをシートに、一覧表に登録して、逆に地域から各施設に提供していただけるもの、例えば高齢者施設で言えば車椅子とかがなかなか汚れていて、食事した後、よく食べかすなんか付いてかちかちになっていたりとかするのです。職員は介護に追われていて、なかなか分かっちゃいるけどできないというのが現状でして、そういったところをボランティアでしていただいて、きれいにしていただくと。それでお互いにギブアンドテイクが成立するみたいな形で、そういったシート通じて、そういったことをやっていこうじゃないか、また、やっていっているところがあると。先だっては、阿倍野区社協さんからそういった取り組みの事例をいろいろとお話を聞かせていただいて、随分と拝聴している中で刺激になったという経緯があったのです。私、何が言いたいかというと、本この会議の中でも、各協議体の連携については他区の事例ということで、だから、うちが今模索しているいろんなことの中で、成功事例を収めている地区、大阪市内

でどういった地区が一步二歩リードして進められてるのかとかいうこと、また、それを知る場というのは何かあるのでしょうか。大阪市 24 区の方々が集まって、こういう取り組みを発表して成功事例を学んでいく、それをまた取り込んで、それぞれの区にそれを還元していくというようなものが、あるのかということを知りたかったのです。ちょっと話が長くなって申し訳ないです。

以上です。

○鈴木委員長

はい、ありがとうございます。

○嶋原保健福祉課長

保健福祉課長の嶋原です。

事例につきましては、事業によっていろいろと状況が違ってくる部分もあったりはするのですが、やはり 24 区それぞれいろいろな事業に取り組んでおり、やはり事業によって深くやられている部分など違うところがあったりしますので、照会をかけて、それをまとめた上で局から共有という形で事例提供はされている部分はいくつかあり、高齢でもそうですし、児童などそういうところでもあるのかと思っております。また、飯田委員からお話がありました研修、僕も当日参加させていただいていたのですが、確かに阿倍野区さんの事例はなかなか一歩進んだ形で、いろいろと連携をされているというところで、特に施設と、地域であったり学校も含めてあのときはお話されていたかと思えます。うまくああいう形で進めていければいいのではないかと、一緒になって聞かせていただいていたと思います。各事業それぞれ違う形かとは思いますが、そういうところも含めて情報共有することで協力できる部分であったりなど、できる部分を見て進めていければということで、回答は書かせていただきました。

○鈴木委員長

よろしいでしょうか。

○飯田委員

はい。

○鈴木委員長

この件の連携、共有ってことに関しましては、恐らく情報の共有であったり、情報伝達の連携というだけではないに、協議された内容が実際どのように現場の活動であったり事業にフィードバックされていくのかという、協議された内容の共有と、それはどうやってフィードバックされて具体的な前進につながったかということも含めての、恐らく中山委員と飯田委員の質疑だと思いますので、そこも踏まえた展開というのも今後進めていただければと思います。

それではほかに、この前回の意見と回答について確認しときたい点、ございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、次の議事に移らせていただきたいと思います。それでは、今回の第2回の推進会議の議題の1つ目「地域で福祉課題を話し合う場（仮称：小学校区福祉委員会）の現状と進捗状況について」報告をいただきたいと思います。

資料番号が2になっていると思いますので、2、3かな。説明を、よろしく願いいたします。

○嶋原保健福祉課長

保健福祉課長の嶋原です。私のほうから説明させていただきます。

資料のほうにつきましては、今、委員長からありましたように、資料番号2と資料番号3を使い説明させていただきたいと思っております。まずは、資料番号2をご覧ください。昨年作成しました地域福祉ビジョンの中でも触れましたが、やはりここに書かせてもらっているように、高齢化率の上昇、それから一人暮らしなど、高齢者のみの世帯が増加している状況で、適切な支援につながっていない人をいかに把握するかが、大正区の現状において課題の一つとして挙げられるのかと考えております。これは大正区だけの問題ではもちろんなく、大阪市全体の問題でもあるのかと思っておりますが、それに向けた取り組みとして、この後報告もしますが、要援護者支援システムの構築は必要な取り組みと、考えております。また、この問題だけではありませんが、小学校単位で地域が抱える課題、福祉課題を、地域や区社協等福祉の専門職、それから区役所が連携・協力し、課題の解決について話し合う場がやはり必要になってきていると考えております。そういうところを受けまして、ビジョンの中でも福祉について話し合う場の設定として記載してきたと考えております。また、今後の進め方として下のほうに書かせていただいておりますが、今年度の取り組み状況については、昨年度説明もしていましたが、区社協が実施している地域支援会議を発展させた形で、この話し合う場を設定していきたいと現状考えており、進めているところです。前回会議の中では、モデル地域を設定した上で実施し、検証した上で進めていければというような考え方を示したところですが、何分コロナ禍の中で新たな会議を立ち上げて、多くの関係者・専門職の方に参加してもらうというのなかなか進めにくい状況もあり、今ある地域支援会議を発展させるということのほうが現実的で、また、全ての地域の方が参加していることから、こちらのほうで展開をしていきたいと考えました。

資料番号3をご覧ください。地域支援会議の状況を示させていただいております。この地域支援会議につきましても、改定前の地域福祉ビジョンに基づき、大正区内の地域福祉課題を発見し、ともに解決していく協議の場の一つとして開催されてきたところがございます。会議としては、平成25年から実施されております。今年度につきましては、参加メンバーとして、地域で福祉活動・事業を進めておられる住民・団体の皆さま、地域包括支援センターや、区内の社会福祉施設や、障がい者事業所等の専門職、それから区社協の専門職員、区役所の保健福祉課の職員で構成されて、今年度実施しております。会議も小学校区ごとの地域ごとに開催しております。その中で、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられ

る福祉のまちづくりをテーマに、それぞれの立場から意見を出し合い、福祉課題や協働の方法を協議し、探っているところです。この間実施されてきたことから、会議としても一定定着しております。また、新たな会議を立ち上げて参加される方の負担感を増やすということではなく、今あるこの会議を発展させる形で、地域で福祉課題を話し合う場として進めていくように取り組んでいきたいと考えております。そして、課題によってはその分野の専門家や専門職、関係者が参加する体制として進めていきたいとも考えております。もちろん、区役所も区社協の方と連携し共に取り組んでいきたいと考えております。いずれは、地域が自ら課題を出し、話し合える場になるよう発展させていきたいとも思っております。ただ当面は、前段でも述べましたように、地域における見回り体制の構築、要援護者支援システムの構築は、この後の議題にもなっておりますが、やはり大きな課題の一つというふうには考えておきまして、各地域でも共通している部分であると考えておりますので、その辺のところがやはり、話をしていくには、まずは課題の一つとしていきたいと今のところ考えております。もともと去年のビジョンをつくらせてもらったときにつきましても、この会議と、地域包括支援センターの地域ケア会議等々を組み合わせたい形とし、今ある会場をできるだけ一つにすることで負担感等の軽減というところも考え、絵も描かせてもらったところですが、包括の地域ケア会議につきましても、やはり個別ケースの会議という側面も一方である中で、やはりいろいろご意見もいただいたところもありましたので、今回この地域支援会議を発展する形を基に今年度の会議も設定させていただきまして進めているところではございます。今後につきましては地域で福祉を話し合う場として発展させていきたいと現状考えているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○鈴木委員長

はい、ありがとうございました。

小学校区福祉委員会ですけれども、以前提示された方法では、モデル地区をつくってやっていこうってことでしたけれども、コロナの状況的にも、新たな会議を立ち上げて行うのは難しい部分があると。そういうところから、途中説明がありましたとおり、現在行われている地域支援会議、これを発展する形で置き換えていく方法を目指してはどうかというところで、実質、資料3にあるように、1月中旬から各地域で展開しているという経過報告も含めて行われました。

では、ただ今の説明に対しまして、何かご意見であったりご質問とかございますでしょうか。

○中村委員

いいですか。

○鈴木委員長

はい、よろしく申し上げます。

○中村委員

居宅介護支援事業者連絡会の中村です。

小学校区福祉委員会を、地域支援会議を発展させる形でつくるっていうふうにおっしゃっているのですが、どこを発展させるのですか。これ出されているのは地域支援会議の資料ですよね。せやから、ここの何が変わるのかを教えてください。議題が変わってくるのかどうなのか。発展させるのじゃなくて、実質的には地域支援会議のほうがなくなってしまったりとか、発展させるというたら、これはなくなるってことですよね。発展させて両方やるっていうことなのですか。つまり、ここに新たな課題を乗つけるっていう形で運営するのが、それが実際に現実的なんですか。そこがよく分からないんですけど、同じ人でやってしまうと当然、同じ人が負担なるでしょう。僕もそうなんですけど。いろんな会議に出なあかんっていう。だから、確かに、それもこれもここにかぶせてしまったら、体制をつくるのは簡単だと思うんですけど、本当にそういうことでいいのかっていうことやのね。扱う課題が違ったり、参加するメンバーが違ったりというふうにはもうならないのかなっていうふうにちょっと思うんですけど。これも、下に書いてある出席者は、全員が出ているわけじゃないんですよね、多分。地域ごとに出ているメンバーが違って、大体こういうふうな人たちで構成されているっていうふうに書かれているだけですよね。そしたら逆に、福祉の課題を扱うときにうまく参加者がならない場合もあったりというふうになっているわけで。だから、発展させますよっていうことで聞いたら、発展させてくださいってことになるんですけど、それが本当に地域のそういう福祉課題に対応できる範囲になるのかどうかっていうことについて出してもらわないと、議論はちょっとしにくいと思うんです。

○嶋原保健福祉課長

保健福祉課長の嶋原です。

メンバーのところにつきましては、まず、地域のほうから出ておられる方につきましては、これまでは見守り推進員さんという形でごく一部地域の方に、出ていただいていた。もう少し実際に活動されている方々にも参加というのが今回、大きく変わっている部分の一つであるかと思っております。地域福祉課題というところになりますので、課題としましては、各施設関係者や、各福祉専門職のメンバーがおおむね係ってくる課題を取り組んでいく形で、今のところ考えさせてもらっていますので、大きく何か違うこととは思っておりません。先ほど申し上げましたように、もし違うような課題が出てくるようでありましたら、その課題の専門職の方に入ってもらった中で一緒に議論していければと考えております。あくまでも、地域の福祉課題を中心にもちろん考えていくというのが、この会議の場での課題と考えております。参加されている方のご負担感について話も出ましたけれども、新たにもう一つ会議を作ることも、この会議の中で地域の福祉課題を話し合うほうが一本でいけるといえるところでは、負担が増える部分というのはより軽減されるのではないかと考えております。

○鈴木委員長

今ここで言いました、具体的な発展っていう点でいうと、メンバーの発展っていう点では、地域団体の方々が加わったっていうところが具体的な発展ポイント。

○嶋原保健福祉課長

今回特に、そこのところが大きく増えたところっていうふうに考えております。その中で地域の方も、専門職と一緒に考えていく場となったのかと思っております。

課題につきましては、確かにいきなり地域に話を振っても、なかなか挙がってくるものでもないと思っておりますので、そこは一定、事前に相談しながら課題を決めていくという形が現実的なのかと、当面は思っております。

やはり今、要援護者支援システム、この後にもあるんですけども、見守りというところがやはり、大正区においては進めていかないといけないところもあって、その部分が大きな課題の一つなのかと考えております。

○中村委員

すいません、ここに書いている地域っていうのは、これは大正区の小学校区というふうに理解したらいいんですか。別に……。

○嶋原保健福祉課長

はい、そうなっております。

○中村委員

これ、小学校区なのか。

○嶋原保健福祉課長

小学校区が地域になっております。

○中村委員

そうしたら、地域支援会議というのは小学校区にあるってことなんやね。

○嶋原保健福祉課長

そうですね、小学校区ごとに開催、この間合同でした時期もあったとは聞いているんですけども、基本的には小学校区単位で、開催していきたい会議ではあります。

○中村委員

そしたら、そこにどういう人が参加するのか分かりませんが、地域で福祉活動を進めておられるグループ・個人っていうのはどうやって、要は、具体的にはどんな方を想定されているのか知りたいのですが、その人たちが入ることで福祉推進会議というふうにするってことなのですね。

○嶋原保健福祉課長

メンバーにつきましては、基本、今、ここ書かせてもらっている主なメンバーと、地域の方、地域の団体・個人と書かせてもうてるところです。

○中村委員

ここが入ってなかったっていうことなんですか。

○嶋原保健福祉課長

そうですね、ここがこの間……。

○中村委員

この、出席者の一番上の地域団体というのが、これまでは入ってなくて、今後の会議では入るといふことなんですか。

○嶋原保健福祉課長

はい。今年から入る、入ってもらって……。

○廣瀬委員

区社協の廣瀬ですけども、少し私のほうからご説明させていただきますでしょうか。各10の小学校区がございまして、そちらを地域と呼ばせていただいているところで開催させていただくということで、今までは、課長がお話されたように、専門職での地域の福祉課題を出すというような形が主だったのですけれども、そこにちょうど地域支援システムでうたわれているように、地域社協の福祉部門、現行地域支援会議、地域ケア会議などの内容を包括したというところで、まず専門職だけだったところを、地域の方々に、今見ていただいている資料3の地域団体・個人と書かせていただいているこちらのメンバー、各地域やはり推進しておられる方、皆さんが同じ役職の方ばかりではございませんので、地域によっていろいろな方が出ていただく、推進力のある方が地域によってさまざまですので、そこは地域に合わせて参加していただくという形で、その中、最後に、地域で福祉活動を進めておられるグループ・個人のところも同じ系列で入っているとご理解いただいたらいいのかと思っています。その方々と一緒に地域の福祉課題を一緒に話し合う、今年度、本当はコロナ禍でなければもう少し会議を持たせてもらえたらとは思っていたのですが、こういう状況でしたので、今この年度末にかかって開催させていただいているというところで、やはり地域の方との調整も時間がかかりますので、日程であったりなど。今こういう状況で、開催させていただいているところになります。会議の中ではやはり、なかなか地域の福祉課題というものをすぐに出して、うちの地域課題としていろいろ検討していこうかというのは難しい部分もありますので、まずは意見出しという地域もあれば、やっぱり買い物支援が気になるなというところであったり、それこそ地域ケア会議から出ているような内容の、孤立した高齢者の方々の支援をどうしたらいいのかなど、テーマが見えてくる地域もありますし、今はまず課題を出していくことで、ここからまたさらに次の会議で、地域のテーマを何にしようかというところを絞っていく。地域によってやはり進捗も、参加のメンバーの話し合いの進む具合などによっても変わってきますので、そこは地域の状況に併せて私たちも歩みを一緒にさせていただこうかと考えております。今後は地域によって検討していく進み具合は変わってくるのかとは思いますが。また、先ほど課長がおっしゃられたように、テーマによっては必要な専門職の方など、会議体に参加されている出席者と書かれているところの人も、テ

ーマによっては変わっていく、やっぱりテーマに併せた方々にご参加いただくのがスムーズに話や、課題の解決に向けて取り組んでいけると思っていますので、そういった方向で進めていきたいと思います、地域のほうにもお話ししながらこの会議を、開催させていただいているところです。

○村田副区長

いいですか。

○鈴木委員長

よろしくお願いします。

○村田副区長

副区長の村田です。

先ほど廣瀬委員のほうから区社協の観点、地域の観点からご説明いただきまして、ありがとうございます。副区長としては、区役所の職員として、そしたらどうするのかということ、今こちらに保健福祉課職員、基本的には嶋原課長のラインの職員が入るという、今までそんなイメージだったと思うのですが、そうではなくて、地域課題を話し合うためには何が困りごとか、これについてのソリューションを、区役所として何が提示できるのかということも考えていかないといけないと思っています。ということで、嶋原課長のところだけじゃなしに、子育てのことでしたらこちらの池田課長のところになりますし、それからひょっとしたら、困ってはるお年寄りをいざというときにどう助けるのかといったたら、防災担当の課長のラインも入ってくるかと思えます。この辺、区役所側の体制としましても、その場その場、課題に応じたソリューションを提示できる担当の職員を派遣して課題解決、地域の皆さんと一緒に考えていきたいと思っているのが、区役所側から見た地域支援会議の発展形と考えています。

以上です。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

○中村委員

そしたらかなり、地域ごとでだいぶ様子は変わってきますね。先ほど言われた見守りっていうようなことなんかでいくと、地域の見守りする力がほぼほぼないような地域とかということも出てくるじゃないですか。でも、見守りが必要な課題だっというふうになったときというのは、そういう問題の解決というのほどこで話し合われることになるんですか。要は、地域でやりなさいってことですよね。地域の力でできることを具体化するってことと思うんですけど、でも、そういう福祉課題が出て、地域の力で解決できないとなった場合には、それは区役所が持ち帰ってどこで決めるんですか。

○村田副区長

よろしいですか、すいません。

どういう課題があるかは分からないですけども、地域だけでいったら、それはもちろんそう
うです。中村委員のおっしゃっているように、強い地域、弱い地域、関係性を見たらありま
す。そうしたら、地域で一生懸命やっってはるのはいいんですけども、やはり専門家の方のご
意見が欲しいということでしたら区社協からのご意見も頂ける、それから、役所としてどん
な支援ができるのか。例えば、子育てでこういうところが必要となり、お金は、先程の話にも
ありましたけれども、財源がないので、財源をどうしたらよいかと、そうしたらこういう
方法があると、それぞれの専門家や、社協さんにもそうですし、役所にもおりますので、そ
ういうところをお知恵で助けるなど、一緒に考えていければと思っています。

○中村委員

役所のほうは知恵を出すだけで、お金を出したり人を出したりとか地域の資源を積極的
につくったりとか、そういうふうな関与の仕方はしないんですか。役所が知恵を出すとい
うことじゃなしに、意見を出しはるのはいいんですけど、地域でかなりもうしんどくなっ
てきているのははっきりしているんですよ、僕も地域で活動しているので。だからその場合に、
高齢者ばかりとか、高齢者ばかりの市営住宅に住んでいて、そういうとこの見守り、町
会長とか自治会の役員さんも選べないとかというふうな実態とあって、もう既にあるじ
ゃないですか。そういうときは、役所はどんな知恵を出してくれるんですか。

○村田副区長

具体で言えば、それぞれで考えさせていただいたらいいと思うんですけども、全体とし
て、私たち役所として考えていますのが、準行政的機能を地域に持たせようと考えて
います。これはどういうことかといいますと、地域の課題は地域の皆さんでお考えいただ
いて決定していただく、地域の方針を考えていただくというふうに考えています。ただ、そ
うなれば、中村委員がおっしゃったように、できる地域、できない地域がありますので、そ
をお手伝いさせていただくが、役所なり社協さんと考えています。実際に人手が足りないか
ら、例えば、大正区役所には150人おりますので、150人が助けにくことは、多分そう
いうことはできないと思うんですよ、当たり前ですけども。そこにお金を全部投じること、
人を雇うことができるかといったら、当然そういうことはできません。そしたら何が
できるのかというのは、これは役所だけじゃなしに、みんなで考えていけたと思っています。

○中村委員

びっくりしたんですけど、地域に準行政的機能を持ってもらおうと。それはちょっと驚きな
んですけど。驚きというのは、準行政的機能というのはどんな概念なんかなという、私に
はまず分からないんですけど。行政というのは税金で運営されていて、地方自治体とい
うのは、住民の福祉とか教育とか健康とか、そういうことを守るためにあるのではないか
と思うんですけど、それを丸投げするというふうにしかな、僕は受け止められなかつた
んですけど。

○鈴木委員長

恐らく、今の準行政的機能というのは、いわゆる住民自治をしっかりとできるような地域を

つくっていいこうという意味合いじゃないかと思っているのですが。

○村田副区長

おっしゃるとおりです。

○鈴木委員長

いわゆる行政、住民自治と行政自治があるとするならば、税金で運営していくのが行政自治であると。言うなれば自治会機能というものがあって、大正区の場合、その住民自治のところ若干今までうまく育むことができてなかったのも、それを見直すための仕組みというニュアンスでよろしいのでしょうか。

○村田副区長

おっしゃるとおりです。

○鈴木委員長

何かその、言葉がすごくインパクトある言葉だったので。

すいません、今の議論で言いますと、少し気になっているのが何点か、小学校区福祉委員会の場合あるんですけども、先ほど、誰が何するのですかという点でいうと、要は、この福祉委員会で話し合えた内容が、その先どうするのかというところを明確にしておかないと難しいなど。つまりこういう、地域でいろんなことを話し合おうという会議体は実はいっぱいありまして、そこの共通の課題が、みんな集まって、こんなこと困っているなら何とかしたいと言い合うことはできるんだけども、明確化した課題の解決方法が見つからずに終わってしまって、次の年度、同じような会議をしたときに、あれ困っているな、これ困っているなということがリピートしているというのがよく見受けられるんです。つまり、出した課題、内容で言うと、意見交換、交流というところで、見えてきたもの、困りごと、福祉課題を出し合いとありますけども、この出し合った課題の後、この解決に向けてのルートをどう考えていくかというところを、絵を描いといたほうが多分、見られた方が共通で思うところだと思いますので、そこは一定あるのかと。当然、住民が行える住民役割ってものもあれば、専門職がやる専門職役割もあれば、行政でやる行政役割もあると思いますので、それぞれのフィードバックの仕方ということを検討しながら進めていく必要があるかと感じたところが一点と、あと、これも確認なんですけども、今回の小学校区福祉委員会に今、発展するということで、地域団体の方が、出席者の中に加わると。それによって、今までの専門職だけの話し合いと、多分、話し合う内容は変わってくると思うんですけども。つまり、住んでる人の目線に立って地域を見つめたときに、どんなところが困りごととして出てくるんだろうかということのリアル感というのが出てくると思うんですけども、地域団体の構成メンバーの最後のところの、地域で福祉活動を進めておられるグループ・個人、ここをどれだけ柔軟性を持たせてメンバーとして迎えることができるか。むしろ、住民さんにそこをどう説得できるかというところが一つの問いになってくると思うんです。つまり、要は、既存の地活協に関連するような、小学校区福祉委員会に関連するような、いわゆる皆さん思い浮かべ

るようなメンバーだけじゃなしに、例えば、手を挙げていただいた、こどもの居場所を実施されている NPO の人たちは地域の方ですけど、この方々とかがこの場に出ることができるだろうか、もしくは若者の支援をしているようなボランティアさんがここに入れるのだろうかということだと思いますので、今までの会議体の場合、そういった人たちが参加しようと思って、いや、あの人、いわゆる地域支援会議のメンバーじゃないからといってはじかれる傾向があるのです。でも、そこをはじめてしまっていては本当に柔軟な話し合いはできませんので、要は、この人をどう切り口にして地域に柔軟性を持たせていくか。それがなければ、さっき言った人材の育成もかなわないと思います。特に、今回のこの小学校区福祉委員会の発想は、いわゆるわがこと・丸ごとを校区レベルでちゃんとやっていこうということだと思いますので。それで言うならば専門職のところも、施設連絡会さんと、ふわふわ会員施設さんが入ってくれてはります。こういった施設の方々が入れるというのはすごく心強いんですけども、同時に、施設の方々が参加しやすい状況であったり、フィードバックの仕方も考える必要があるのかとは考えています。今までは専門職の集まりでしたので、この地域支援会議は。施設の方々も入って、本当に、普段の業務の位置付けの中で発言ができたと思うのですが、地域の方が入ってくる会議になると、やはり専門職の方からすると、地域の方の声をより聞かされるとか、そういったところから発言を控えられたり、やっぱり地域の方を立てるというところで参加しづらくなる人というのは出てくるんですよね。今までの地域支援会議の地活協の方は特に大丈夫かと思えますけども、こういった施設さんたちがより参加しやすいような設定で、参加して、参加しがいがある設定というものを落とし込んでいたほうがいいかと思ったのは、今の議論の中で感じていたところです。

すいません、中村委員、途中ちょっと入ってしまいました。

○嶋原保健福祉課長

保健福祉課長、嶋原です。

ご意見ありがとうございます。確かに先ほど飯田委員が言われた会議でも、地域との連携というところがすごく、施設のほうでも重要になってきていることが示された会議でもあったかと思っておりまして、それがすぐにできるかという、なかなか難しいところもありますけども、うまくこの辺は社協さんと工夫しながら進めていきたいと思えます。もともと先に施設の方を中心にやっていた会議でもあったりしますので、うまくその辺をつなげていければと思っております。一方で、社協さんとしましては、地域社協さんとの関係もすごく持っておられますので、うまくそのところを取り持つような形で、区役所も一緒になって進めていければと考えております。どちらにしても、これからのところについてはうまく作っていきたくて考えておりますので、今日のご意見、参考にさせていただきたいと思えます。

○鈴木委員長

あと一点、ちょっと気になっているのが、事務局が行政と区社協さんになると思うんですけども、小学校区福祉委員会の目指す地域の在り方っていうのを、やはり事務局だけじゃな

しに、少なくとも専門職の方々、今まで地域支援会議を構成されてきた方々とも共有しておいたほうが良いと思うんです。共有と言ったらちょっと言葉悪いな、きちんとすり合わせをすればいいかと思います。単なる意見を出し合う場なのか、住民さんと一緒に意見を出し合う場なのか、それともさっきおっしゃったような、住民自治の力を育てていくという狙いがあるんだとかというところって、やっぱりトーンが変わってくると思うんです。恐らく、こういった話題を新しく、いわゆる地域団体の方や住民さんの方にぼんと出すと不安になるので、慎重になられていると思うんですけども、少なくとも一緒に検討していく施設の方々とは、この場はこういうふうな狙いでやっていくんだと、こういった形で作っていききたいんだというふうに、事務局以外でもすり合わせしておかないと、今起こったような議論というのがこの中で出てくるかと思います。特に、住民、地域の方って、ほんとに今、中村委員がおっしゃられたように、いろんなことを背負っておられて、いろんなことがしんどくなっている中ですので、また私らに何かさせるのかとなるのが一番ボタンの付け違いになってしまうのが怖いので、その辺りは探りながら、周りとちゃんとやっというほうが良いかなと思います。実際、住民にどこまでしてもらおうのかという、準行政的機能であって、準じて言葉で表現される部分の中身についてはもうちょっと慎重に詰めたほうが、言葉が独り歩きしたりとかしないようにイメージの共有はできたほうが良いかと思います。

では、この件に関しまして、ほかに何かご意見ございましたら、よろしくお願いします。今の継続の分でも構いません。

ちなみに、この小学校区という話聞いたときに真っ先に浮かんだのが、医療関係の先生方がどこまでこの小学校区に関わることが可能なかと思いついたんです。といいますのも、先日、別の区で同じようなこと、すごくミニマムな会議のところに医師の先生方と薬剤師の先生が来られていまして、そこでコロナの状況とか話題になって、じゃ、どう地域で対策していくんだというときに、その先生方の意見がすごく、みんながおおってなったんです。やっぱり地域の福祉を考えると、でっかい規模だと福祉という切り口だけで議論は可能だと思うんですけども、これが小学校区レベルになってくると、福祉課題と生活課題がかなり入り組んだ状態で出てくることが見受けられます。特に、福祉・保健・医療、これがすごく入り組んできますので、そこに対して各校区に必ず出るというわけではなくても、さっきのフィードバック先として医療関係の方々とのコミットの方法というのはどんなことがあるのか少し、イメージとして頂ければありがたいというところが若干あるんですけども。

○鈴木（理）委員

薬剤師会の鈴木です。

小学校、10校ありますので、それぞれの小学校には学校薬剤師が割り当てで1名ずついておりますので、もしこういう会議で出席が必要ならば、その学校薬剤師のほうに出席するように言うことは、お声掛けはできるとは思います。

あと、ちょっと話ずれるんですけど、地域支援会議の中で先ほどのお話あったような、不

登校のお子さんとかのことを地域でよく分かってらっしゃるのは、こういう小学校の保健室の保健師さんはよく分かってらっしゃると思うんです。中学校の先生とかでもよく分かっています、そういう先生の参加とかもあればいいのかなと思いました。

以上です。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

学校薬剤師と、確かに保健室の保健担当教諭も心強いですね、そういった意味では。少しそういった学校関係のところも、地域との教育コミュニティとかの関係で、学校と地域とのつながりづくりに補足されていると思いますので、一つの方向として可能性を考えていただければと思います。ありがとうございます。

ほかに気になる点とか、進め方とか今後の展望についてご意見や、確認しておきたい点とかございますでしょうか。

それではひとまずいったん、この議題につきましてはここまでにして、この後の話の中で思い付いたことがあればラスト、また追加でご意見をいただければと思います。

それでは、この小学校区福祉委員会につきましては、今、委員の方々から頂きました懸念も踏まえまして、慎重に整えて進めていただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは続きまして、議題の 2 つ目。要援護者支援システム構築の進捗状況について検討していきたいと思ひます。それでは、事務局のほうから説明のほうよろしくお願ひいたします。

○嶋原保健福祉課長

保健福祉課長の嶋原です。私のほうから説明させていただきます。

資料番号 4「要援護者支援システム構築の進捗状況」をご覧ください。現在、要援護者支援システムにつきましては、令和 4 年度末までに区内全地域において構築することを目標に取り組みを進めています。現在、協定を締結した地域につきましては 6 地域で、未締結地域が 4 地域となっております。ただ、ここにも書かせていただいておりますが、3 月中に鶴町地域との協定締結に向け進めておりまして、感触的には良い感触で今進められているのかと感じております。ただ、ここにも書かせてもらってありますが、令和 2 年度や 3 年度におきましては、やっぱりコロナ禍による地域活動の自粛等により影響を受けてきた状況でもあります。各地域において新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた会議や打ち合わせが再開される状況を受けて、各地域と協定締結に向けた話し合いや、要援護者支援システム構築に向けた各地域の支援を行っているところが、現状であります。協定書の締結をした地域につきましては、資料のとおり、三軒家西地域、泉尾北地域、三軒家東地域、小林地域、北恩加島地域、南恩加島地域となっております。そこに鶴町地域が、今年度中にできればと今、考えております。今後につきましては、未締結の地域につきましては、協定締結に向け働きかけを進めてまいりたいと考えております。まずは、協定締結によって要援護者名簿を

見てもらうことで、地域の状況、どういう方がどこにおられるかなど含めて見ていただいて、協定締結後から日頃の見守りに向け、まずはその体制構築や進め方について、区社協さんと一緒になって区役所も支援、協力し、ともに考えて取り組んでまいりたいと考えています。協定を締結した地域につきましても、体制の整ったところから要援護者の日頃の見守りを進めていきたいと考えております。これにつきましては、区役所が、区社協さんとともに一緒に考えて進めていきたいと思っています。日頃の見守り体制についても、地域ごとに状況も異なることから、小学校区単位での福祉課題として検討していく内容でもあるかと考えておるところで、地域を中心に区社協・区役所と一緒に考えていくものになると考えています。もっともっと先々においてはなるんですが、やはり日頃の見守りを進めていく中で、いずれは災害時の対応についても考えていく必要は、やはり出てくると考えております。

4年度につきましては、その進め方については検討していく必要も出てくるのかと考えているところがございます。どちらにしましても、まずは全地域と協定書を締結し、体制の整ったところから順次、日頃の見守りが進められるように取り組んでまいりたいと考えているのが、現状でございます。残り3地域につきましては、締結に向けて頑張っていきたいと考えております。ここに書かせてもらっています各地域と協定締結して、実際に見守り体制と一緒に考えていこうというところで会議を持とうとしたタイミングで、やはりコロナが増えてしまって、話し合いがストップしている地域も現状ある状況でして、もちろん対策さえすれば会議は可能といたしつつも、やはり少し二の足を踏まれるところが当初あったりしましたので、そこは今後順次進めていきまして、せっかく協定締結できたのにそのままになっているということではなく、まずは見守り体制も一緒に考えて進めていければと考えているところがございます。

雑駁ではありますが、説明は以上です。

○鈴木委員長

ありがとうございました。

それでは、資料4につきまして今説明がありましたけども、すいません、委員の皆さまに議論いただく前に、2点だけ確認させていただきたいんですけども、要援護者支援システム構築の進捗ってことなんですけども、資料の下から1、2、3、4、5行目のところなんですけども、要援護者支援システムについては、協定の締結と、あと、体制が整ったところから日頃の見守りを進めていくということなんですけども、確認しておきたいことは何かっていうと、協定の締結とありますけども、そもそも協定の内容とは、どういったものを地域の方と結ぶ内容になっているのかっていうのが1点と、あと、体制が整ったところからとありますけども、体制が整ったとは、具体的にどういった状況のことでそうとなるのか、この2つを少し、情報提供として、お聞かせいただけますでしょうか。

○嶋原保健福祉課長

保健福祉課長の嶋原です。

協定書の締結につきましては、実際、名簿をお渡しするっていう形になっておりまして、やはり多くの個人情報を含んだものになりますので、その名簿を持っていただくことに対して、個人情報の取り扱いについての協定を締結するという形になっております。それに基づいて、締結後に名簿をお渡しさせていただいております。

それから、体制の整ったところというところにつきましては、協定締結後、名簿もお持ちいただきまして、各地域さんの中で見守りを進めていこうなり、どういう形で進めていくかというところで、区役所、それから社協さんと一緒に考えていく形になっていくかと思っております。もちろん、一部地域におきましては既に昔からの見守り体制を持っておられるところもありますので、そこにつきましてはそれをそのまま進めていってもらえるかと思っておりますが、なかなかそうでない地域もありますので、その辺はまず、一緒に体制から考えていって、そこから進めていくということで考えております。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

協定というのは名簿を渡した人の個人情報の取り扱いについての協定であり、体制というのは、その名簿を預かった上で、こういった形でこの名簿を活用しながら見守りをしていくっていうところを地域が確認できたという状態が、体制が整ったというふうに、大ざっぱにはそういうことでよろしかったですか。ありがとうございます。すいません、確認したかったので挟ませていただきました。

それでは、この資料番号4、要援護者支援システムの構築について、委員の皆さまから何かご意見とか質問とかございますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○中村委員

いいですか。

○鈴木委員長

はい、中村委員、よろしくお願ひいたします。

○中村委員

中村です。

一番古い締結っていうのが三軒家西で、令和2年1月に締結をされていて、2年にもう一つ、泉尾北でも締結をされているということですので、具体的にこのシステム自身が動き始めていっていると思うんです。この2年間の中でこの支援システムっていうのが動いていると思うんですけど、うまくいっている点、それから、うまくいかない点、課題なんかも出てきてはいると思うんです。そういうことっていうのは、今後あと何地域でしたっけ、3地域ですか。その締結をしているときに生かしていけるような形にはなっているんでしょうか。

○嶋原保健福祉課長

進んでいっているっていうところで、一部、もともと進めている地域もある部分と、それ

と、説明の中でも少し申し上げたところですが、その打合せのための会議を開くという段階でストップしていて、なかなかそこから進んでない地域も、まだ現状ありますので、全てが全て見守りの体制が動いていっているというところではまだなくて、いくつかの地域につきましては、限られた町会で動いているところもあります。ご意見頂きましたように、新たに協定書を結ぶにあたっての説明におきましては、今申し上げましたところも含めてですけども、他の地域ではこういう形でされているという事例も紹介させてもらい、協定の締結に向けて動いているところです。もちろん、先ほど委員からもありましたように、しんどい地域が、市営住宅含めてあるというご意見もあったとは思いますが、やはり、なかなかすぐにその体制が生み出しにくい地域もあると思います。これにつきましては、まずは、その地域においても全く見守りがされてないかという、そうではもちろんありませんので、できるところからどうやって進めていくのか、そこは区社協さんと一緒に地域と話をしながら進めていくというところとっております。新たなところにつきましてはそういう形で、これまでの事例につきましてはもちろん紹介をさせてもらい、よくさせていただけるのが、新たなところに対しては、大体これぐらいの人数の方が名簿に挙がっていて、同意されてますと、説明時に参考にはお示しさせてもらっております。

○中村委員

これ、名簿の管理ってどこでしているんですか。

○嶋原保健福祉課長

名簿につきましては、管理は、協定書を締結した地域でということですね。

○中村委員

そうです、そうです。

○嶋原保健福祉課長

名簿につきましては、各地域まちづくり実行委員会さん、大阪市では地域活動協議会と言っていますが、そこと協定を締結して名簿をお渡しさせてもらっております。また一方で、民生委員さんにつきましては、既に全地域に名簿をお渡しさせてもらってしているところです。

○中村委員

じゃ、個人で管理されているんですか。

○鈴木委員長

会館に置いていたりとか、あと、会長さんにおいて……。

○嶋原保健福祉課長

大体、そうですね、会館なり、そこで、鍵のかかる場所で管理していただいている。

○中村委員

そういうことやね。地域のほうにもういっているってことですね。

○嶋原保健福祉課長

そうです。協定を結ばれたところについては、地域にはお渡ししていると。

○中村委員

で、民生委員さんは持ってはるわけですね。

○嶋原保健福祉課長

民生委員さんは、そうですね。それも地域によって管理の仕方が違っているかと。

○中村委員

あ、違うんですか。

○嶋原保健福祉課長

鍵のかかるところ、個人で持たれている、鍵のかかるところもあるかと思いますが、いわゆる地域の会館で管理されているところもあるのかと思います。

○中村委員

はい、分かりました。

○鈴木委員長

よろしくお願いします。

○中山委員

歯科医師会、中山です。

あんまり僕、要介護者支援システムですか、分からないんですけども、この名簿はできたんですけども、地区によって違うと言うんですけど、これ、地区によってどういう形で進めていくのか分からないですよね。で、まだ決まってないでしょ。何ができるか、誰がするのか分からないみたいな、そんな感じでいいんですかね。もっとはっきり道筋がなかったら、地域が違うとかあると思いますけど、それで、その逆は成り立つんですかね。もう少し具体性を、こうやっていきますとか、これできたときはこれをやりますとか、これはやるべきだと。だから地域の個人の方に聞いて、意見聞き入れると思うんですけども、地域に合った何ができるかということ、はっきりと。非常に曖昧な感じしていて。もっと何か具体性がなかったら、問題があり、また会議がこれで流れていったとしたら、何も進まないのと違うかなって気がするんですけど。だから、もうちょっと具体的にこんながある、今さっき言っていましたけども、もうちょっとこんなのがいると思いますけど。

○嶋原保健福祉課長

名簿のほうには要介護度の高い方、それから障がいの重い方、難病の方等々が挙がっている名簿になっておりまして、まず、地域にお渡しする前に、実際個人情報地域に提供してもいいかという同意の確認を取らせてもらって、同意の確認の取れた方について、地域のほうに名簿の提供をさせてもらっています。

○中山委員

でも、なったらなったら別に、それから何をするかとかもなく。

○嶋原保健福祉課長

そこで名簿に挙がっている方について、まずは日頃の見守りとして 1 回は行ってもらったり、訪問であったり、また普段見かけたというところでの把握であったりとか、そういう形の見守りを日頃のところではしていただくと……。

○中山委員

そこまでですよ、ほんなら。そんなに深くはないんですよ。

○嶋原保健福祉課長

深くというか、日頃の見守りというところでまずは関係性をつくってもらって、それが先ほども申しあげましたように、いずれは災害が起こったときにも、あそこに対象の方がおられるということで助けにいけるような体制となるように、まずは日頃の見守りから、それが災害時の助けになるような形になっていければと考えています。

○中山委員

分かりました。

○嶋原保健福祉課長

はい。

○鈴木委員長

ほかに何か、この資料番号 4 につきまして確認しておきたいこととか質問とかございますでしょうか。

○樫原委員

医師会、樫原ですけど。

○鈴木委員長

よろしくお願いします。

○樫原委員

この組織はどこに属するんですか。このシステムの構築、要援護者支援システムというのはどこに組み込まれているんですか。こう、ぽこっとあるわけじゃないでしょ。どっかの責任部署があって、この要援護者システムがあるんじゃないですか。

○嶋原保健福祉課長

事業としましては、名簿の提供としましては、大阪市福祉局が作成した名簿を区役所で点検、整理をして、区社協さんの見守り相談室へ提供しています。区社協さんへの委託事業となっています。個人情報提供への同意確認等含めた管理、それから見守りに向けた支援というところをしております。もちろん、区におきましても、協定の締結や見守り支援につきましては連携をとって進めていっているということになりますが、事業としては大阪市福祉局から区社協への委託事業となっております。

○樫原委員

そうしますと、市の保健福祉の……。

○嶋原保健福祉課長

区役所としては、保健福祉課のほうで対応しておるところです。

○鈴木委員長

ほかに何か確認しおきたいこととかございますでしょうか。

○飯田委員

よろしいでしょうか。

○鈴木委員長

はい、飯田委員、よろしくお願いします。

○飯田委員

第二大正園の飯田です。

この要介護者支援システムの住民さん、対象になるのは当然高齢者は言うまでもない話なんですけれど、個別ケースを見ていったときに、見守りの方々が一人一人解決に導く案件はばらばらだと思うんです。例えば、介護保険そのものが知らなくて、在宅サービスにつないだらそれでほぼ解決するというようなケースなんかもあるんでしょうか。もしくは、そういうふうな形があるんだったら、見守り推進の方はどっかのケアマネさんを通じて結局要支援なり要介護の認定という流れになってくと思うのです。高齢者の方々だから、結構そういう案件もあんのかと推測してる次第ですし、また、災害になったら、災害に伴う避難もご近所の方が、誰がこの A という方を災害時には誘導してあげるのかとかいうことを決めてあげたりと、いろいろあると思うんですけれど、その辺りどうなんでしょうね。一つは、介護保険につないだら、ある程度それでもうほぼ解決につながるような案件、それからあと、見守り推進員の方が仲介になって、災害のときは、この人はこの人がカバーするという役割を見い出してあげるという。ざっくりで結構ですので、もしお答えいただけるようでしたらお願いできますでしょうか。

○嶋原保健福祉課長

保健福祉課長の嶋原です。

この名簿に記載されてる方につきましては、要介護度の 3、4、5 も、それから、身体障がい者手帳の 1 級、2 級等の方、それから難病の方等を記載している名簿になっております。委員おっしゃっていただいた部分につきましては、見守り推進員さんであったり、高齢者でしたら地域包括支援センターが相談窓口になったりだとは思いますが、そういうケアが必要な方が、そこまでつながっていない、分かっていない方につきましては、何らかの形で、日頃の見守りの中や、地域で管理されている名簿、要介護度等だけではなくて、昔から高齢者など見守りされているところもありますので、そういう方につきましては、そういうつながりの中で、気になるケースになって、地域のほうに挙がってきた話を区役所や包括、区社協等いろんな機関がありますので、そこに話を持ってきていただくことで支援につなげていくような形になるかと思えます。少し、観点が違うところかもしれませんが、一方で、委員の言われたところも重要な視点だと思っておりますので、そういう点も含めて取

り組みを進めて、いわゆる地域の方が、名簿だけでなく、気になる方を見ていただくと体制にもつながっていければと思っております。参考にさせていただきたいと思っております。

○村田副区長

副区長、村田です。防災の関係につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

大阪市で、全体で個別避難計画、いざというときに見守りが必要な、支援が必要な人をどうやってお救いするかという取り組みを来年度から具体的に進めるという方向になっております。各区におきましても、各区長がその避難計画、全地域ですするというのはまだ大変と思いますので、例えば、大正区だったらどの地域、先ほど嶋原課長が申しました、いわゆる進んでいる地域ですね。体制が組まれている地域を中心に、どうやったらお救いすることができるか、支援することができるか。救うと言うと違いますね、支援することができるかということを検討していきたいと思っております。それは、言いましたように、Aさんという方をBさんが支援するという形にしたほうがいいのか、あるいは、平日昼間だったらAさんをBさんが救うときに、Bさんはひょっとしたらお仕事でいてはらへんかもしれないと。そうしたらAさんを救うことが誰もできないと。だから、そうじゃなしに、一対一の関係じゃなしに、町会レベルで、町会のエリアでこのAさんという人を見ましょうと。町会エリアなら広いから、班単位のほうがいいのかと。あるいは見守り推進員の皆さんにやっていただいたほうがいいのか、あるいは防災リーダーの皆さんのほうでやっていったらいいのか。その辺、防災となってくると、どちらかいたら町会、連合のほうを中心になってきますので、誰がどないしたらいいのかというのを、まさしく来年度、モデル地域決めながらその方法について検討していきたいと思っております。そこで出た課題を他の地域に展開していけたらと考えていますので、またご意見頂ければと思っております。

○鈴木委員長

鈴木です、ありがとうございます。ほかに何かご意見とか、気付いた点とかございますでしょうか。

要援護者支援システムの構築の進捗ということなんですけども、全部で10地域ありまして、6地域、実質3月中と考えたら7地域締結して、3地域がこれからってことなんですけども、これ、もう既に設置されていることかもしれませんが、体制整った後のフォローは絶対ありますよね。もしくは、締結されていないところのフォローはあるんですけども、どういったフォローをしていくのかっていうところは地区によって変わってくるかと思っておりますので、少なくとも、地区によって体制の在り方、見守り体制を見ると違いますので、地区ごとで、この地区はこういった体制で見守りをつくっている、この地区はこういった体制で見守りをつくっている、そして、この体制だとここまでは見守れるけども、ここからは限界があるっていう、その地域ごとの体制の可能な、力が発揮できている範囲と限界の範囲っていうのをきちんとクリアにして、それを踏まえた上で、じゃあそれぞれ地域に対してど

のような見守り体制のフォローをしていくかという、可視化されたものは絶対に今後必要になると思うんです。今は協定を結んでいくところがステップになっていますけども、そこから考えると、その分析次第で行政だったり社協、見守り相談室の、地域への対応の仕方が変わってきますので。恐らくまとめておられると思いますけども、4地域についても、そういったところも踏まえた戦略、練っていただければいいかと思います。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

それでは、ひとまずこの議題につきましてはここまでとしまして、次に、3つ目の議題、大阪市大正区生活困窮者支援会議に移っていきたいと思います。

それでは【議題】3「生活困窮者支援会議」について、事務局から説明、よろしくお願いたします。

○嶋原保健福祉課長

保健福祉課長の嶋原です。私のほうから説明させていただきます。

資料番号6をご覧ください。今年度に開催されました状況と、ケースの進捗状況についてまとめた資料となっております。

まず、生困シェア会議の開催状況ですが、個別のケース検討である支援検討会議を11月30日に開催しております。こちらは先ほども申し上げました、つながる場との共催という形で開催しております。社会的孤立と将来的な生活困窮が課題となっているケースで、本人は20代、多子世帯の事例で、昨年度に報告しました事例で、なかなか課題として難しい状況がありまして、再度、今回も開催させてもらった状況です。引きこもりのケースで、親の育児能力の課題や、下の子も不登校気味で問題があったり、それから家庭訪問でもなかなか会うことが難しい状況でアプローチ等について検討しました。今回、要綱の改正に伴って、福祉局からSVの派遣を頂いております。そのご助言としまして、まずは関係性の構築から進めていく。それから、世帯全体の支援の必要性から学校含めた関係機関での情報共有や役割分担を行うことが望ましいとの助言をもらいました。助言を参考に、現在取り組みを進めているところで、方針としては、長期的には就労支援を開始し、就労につなげることを目標にし、短期的には、本人・家族との信頼関係を構築し、就労準備支援を開始するという目標として設定して進めていっているところであります。今回、要綱を改正することで、こういう形で新たに助言をいただけるような体制をつくれたと考えております。

それから次に、1月27日に支援実務者会議を開催しました。こちらは、個別検討ケースの情報共有と、個々の課題抽出を行いました。また、周知済みではあったのですが、改めて要綱の改正についての説明を行い、情報の共有を図りました。新たな「気になる事案」の早期発見と、関係機関の連携強化について話を進めたところです。上記の報告以外の個別ケースの進捗状況について、後段に記載させていただいております。

まず1としまして、10代の孫と60代の祖母の事例ですが、社会的孤立、将来的な生活困窮が課題となるケースで、引き続き取り組みを今現在進めているところです。2のほう、

10代ひとり親家庭の事例ですが、こちらも社会的孤立と、将来的な生活困窮が課題ケースとして取り組んできたところですが、こちらにつきましては生活保護の受給となって、子ども自立アシスト事業につながったということで、終結という形になっております。引き続き取り上げたケースについては、定期的に進捗管理を行って取り組んでまいります。また、関係機関等制度の周知に努めるとともに、関係機関の連携を強化して「気になる事案」の早期発見、それからこの取り組みを進めてまいりたいと考えております。もちろん関係機関で、解決できることをあえてここに挙げてくる必要は、もちろんないんですけども、やはり複合的な課題として、一機関だけでは難しい事案については、つながる場、それか生活困窮、生活保護に至る前の事例につきましては生困シェア会議に取り上げていくような形で進めていきたいと考えております。できるだけ周知を図る中で情報の共有を図り、うまく活用していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上です。

○鈴木委員長

はい、ありがとうございました。

ただ今、資料6を基に、支援検討会議の内容、11月30日に開催されました支援検討会議の内容と、1月27日に開催されました支援実務者会議の内容を報告いただきました。また、一つの報告としまして、個別検討ケースの進捗ということで、①、②、10代と60代のご家庭と、10代のひとり親家庭の事例を報告いただきました。報告いただきました内容に対しまして気になる点であったりとか、あと、質問等々はございますでしょうか。

○中村委員

いいですか。

○鈴木委員長

中村委員、よろしくお願いいたします。

○中村委員

中村です。

令和3年度の生困シェア会議は、この3回、3ケースをしたっていう理解でいいんですか。

○嶋原保健福祉課長

会議としましてはこの1ケースと、それから関係者機関の支援実務者会議と、事例としましては、解決するまでずっと進捗管理をしておりますので、そういう状況です。

○中村委員

じゃあ、3ケースですか、去年は。

○嶋原保健福祉課長

会議として開催したのはこの1ケースになります。

○中村委員

この、上ですか。

○嶋原保健福祉課長

はい、上のケースになります。あとの2ケースは引き続き解決するまでっていうことで、一件は終結としておりますが、もう一件につきましては引き続き取り組んでいるところで進捗の管理をしているところです。

○中村委員

そうですね。何でこの1ケースになったんですか。選定の理由を教えてください。

○嶋原保健福祉課長

今回、このケースを取り上げさせてもらったのは、去年取り上げて会議を開いた中で、進め方については決めてもらったんですけど、なかなかその進捗がうまくいってなかったというところもありまして、再度、今年度もう一度取り上げさせてもらい実施したというところなんです。

○鈴木委員長

この①、上の支援検討会議の①、11月30日に拒否されたこのケース、今までうまく進捗してなかった、うまくいってなかったと。

○嶋原保健福祉課長

そうですね、訪問含めて取り組みはしていただいているんですけども、うまくつながっていないというところもありまして、もう一度会議を開いて。特に今回、SVの派遣が可能となりましたので、その意見も頂くことをイメージして再度開催をさせてもらったというところなんです。

○鈴木委員長

支援検討会議では、検討ケースは1件でしたっけ。今まで複数件検討することというのは。

○嶋原保健福祉課長

基本的には、この1年間、1回1件の検討をさせてもらっています。

○鈴木委員長

1回1件で、今年度はこの11月30日が1回だったっていうことですね。

○中村委員

分かりました。これは結局将来的な生活困窮っていう課題が入ってる人を対象にするっていうことなんですよ。

○嶋原保健福祉課長

はい。

○中村委員

ここの上に書いてあるのは、つながる場との共催というふうに、11月30日のこの中に書

かれていますけど、つながる場のほうは結構開かれていますか。

○嶋原保健福祉課長

去年までが、この両方を一つにしておりまして、去年3回開いて、今年度につきましては共催という形で、今回この1回になるんです。その辺も含めて、ここに書いています実務者会議をして、こういうところを通じて、こういう機会があることの周知をしています。うちの区では前年度からできたというところもありますので、できるだけ周知を図っています。課題については、ここに挙げて検討ができるよう周知することが、必要でありますので、取組んでまいりたいと考えております。

○中村委員

分かりました。昨日、当方で会議があつて、その中でも結構、複合的な課題ということの解決に困っているっていうことと、かなり切実になっているっていうことが両方のほうからも出されたので。ただ、その生活困窮につながるかどうかっていうのはちょっとよく分からないですけども、ぜひそういうふうなことも解決することができる、ここではスーパーバイザーが入ってやったっていうことですけど、ぜひそういうところにもスーパーバイザー入れたりとか、そういう有効な会議をしていただくと助かるなと思いますので、よろしくお願いします。

○嶋原保健福祉課長

うまくこういう場を活用していただけたら、関係機関は区役所もそうですし、ほかも含めて入った会議になりますし、なかなかこれまで、一つの部署が行う会議になりますので、その部署と関係するところ呼んで実施はもちろんしているかとは思いますが、関係先みんな一緒になってその課題を考えて、複合的に全体を解決するような方法をその場で話し合えるというのが、このつながる場の会議でもあると思います。先ほど委員から言っていただきましたように、SVの派遣も可能になっておりますので、うまくその辺は活用して取り組んでいけたらと思っておりますので、ありがとうございます。

○鈴木委員長

はい、ありがとうございます。ほかの委員の皆さまで気になる点とか、質問っていうことはございますでしょうか。本件に関する報告は大丈夫でしょうか。

それでは、これで3つ目の議題が終了いたしました。1つ目の議題、小学校区福祉委員会の内容と、2つ目の議題、要援護者支援システムの構築に関しまして、確認漏れであったり意見の提示漏れ等がございましたら最後確認しておこうと思うんですけども、議題1、議題2に関しまして、何か補足、追加とかございますでしょうか。

○中村委員

いいですか。

○鈴木委員長

はい、中村委員、よろしくお願いします。

○中村委員

さっきの副区長さんが言われたことがずっと頭から離れずにあるんですけど。準行政的機能を与えるという。委員長のほうからそういう考え方の整理はしていただいたんですけども、やっぱり何か、少しニュアンスとしては、地域に丸投げしはるのかなという、そういうニュアンスとしてしか受け止め的にはならなかったんですよ。社協さんに今、分からへんけど、委託という形やないけど、何か結構下請け的になってんのかなっていうふうな印象もちょっと受けて、そういう意味では地域の住民の自治の力をつくっていくということは必要なことだと思うんですけど、思ってる以上に地域の状況のはしんどいので、そういう意味ではやっぱり役所もちゃんと当事者意識を持ってもらって、一体になって取り組んでいただきたいというのが要望です。

○村田副区長

先ほどは、大阪市が進めています住民自治の取り組みにつきまして、ちょっと舌足らずのところがあり申し訳ございませんでした。委員長にも助け船を出していただきましてありがとうございます。当然、社協さんとか、地域にへの下請けとか、そういうことは全くもって考えていません。やはり地域の方が地域で解決を、まずはしていきましょと。ニアイズベターの考えをとというのはそうですし、それではできない地域、それができないところにつきましては当然、行政がその役割を担わなければならないと思っていますので、ご理解いただきますように、私たちも地域に説明していきたくと思っています。ありがとうございます。

○鈴木委員長

ありがとうございます。

それではもう皆さま、ございませんでしょうか、言い残しとかは。

それでは、これで本日、資料が寄せられている議題は以上で終了いたします。皆さま、議事の進行にご協力いただきありがとうございます。

それでは、次回会議の開催等について、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○嶋原保健福祉課長

ありがとうございました。次回の会議につきましては、令和4年度の第1回大正区地域福祉推進会議、9月の開催を予定しております。なお、開催時間につきましては本日同様、午後2時からを予定しております。後日また委員の皆さまへは日程調整をお願いしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、今年度、本会議について、各委員からの意見や要望などについて十分に区役所、委員との間で意見交換が行われているか、適切なフィードバックが行われているかを各委員の皆さまに評価いただき、今後の会議運営に反映してまいりたいと考えております。事前にアンケート用紙をお送りさせていただいております。ご持参でない場合につきましては改めてお渡しいたしますので、お知らせください。アンケート用紙は机の上に置いていただければと思います。また、本日の配付資料の中にご意見シートを配付させていただいておりますので、本日の会議でご発言できな

ったことや内容についてご意見、ご質問ございましたら、ご記入の上、FAX 等でご提出いただきますようお願いいたします。

それと、大正区社会福祉施設連絡会の会長として、飯田委員がこの間、この会議に参加いただいていたところではございますが、委員のほうから連絡会の会長の任期の関係で、本会議への参加が本日で最後になると伺っております。長くにわたって本会議にご参加いただき、貴重なご意見等を賜り、本当にありがとうございました。ここで、飯田委員のほうから一言頂ければと思いますので、よろしく申し上げます。

○飯田委員

皆さん、私事で恐縮ですけれど、今現在、私は、勤務延長の形で勤務しているその中で次年度を迎えますが、大正区社会福祉施設連絡会では、3月11日に役員会が開かれます。私がそういった立場でありますので、次期会長を選出して、6月には、予定では総会が開催される運びになるんですが、その際、新会長さんがあいさついただいて、こちらへの出席もバトタッチするという流れになってまいります。これまでどうも、いろいろとありがとうございました。私は、コロナで1回中座させていただいたことと、1回欠席せざるを得ない状況になったことがございまして、その点がご迷惑かけて申し訳ないなと感じている次第です。これまでありがとうございました。

(拍手)

○嶋原保健福祉課長

飯田委員、本当にありがとうございました。

それでは最後に、村田副区长よりお礼のごあいさつを申し上げます。

○村田副区长

長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。

まず1点目、こどもの居場所づくりにつきましては、学校でもない、それから学校にも居場所がない、あるいは家庭にも居場所がない、そういった子どもたちに第三の場所としてどういった、地域で居場所の提供をすることができるか、これはコロナ禍にも係ってくるかとは思いますが、第三の場所を子どもたちにどうやってかなえるのかということを経験と一緒を考えていきたいと思っております。

それから2点目の、地域で福祉課題、新たに話し合う場なんですけれども、実は、ちょっと話が飛ぶかもしれないんですけども、今日、先ほど大阪府警から報告がありまして、昨年(令和3年)なんですけど、大正区が24区で刑法犯が一番少ないんです。それから、身体犯といたしまして、16歳未満のお子さんに対する犯罪が、大正区、実を言いますと24区の中で唯一0件なんです。この原因は何かといいますと、先ほど議論の中にもありましたけれども、見守りの力、実はまだまだ見守りの底力というのは、大正区はあるんじゃないかと。そういうのがあるから、警察の努力も当然あるかと思うんですけども、こういう地域の見守り力というのもありながら、こういう犯罪の少なさにもつながってるのかと思っております。そういっ

たことから、いろんな専門家、先ほどご提案がありましたように、学校の薬剤師さんや保健室の先生等や、あるいは NPO さん、いろんな皆さんの、専門家のお知恵も借りながら、課題解決型の会議に、この福祉の会議が、福祉課題検討運営をする、福祉の検討を行う場にしてまいりたいと思います。それから最後に、要援護者支援システムの進捗状況について、ありましたように、地区ごとの体制の形、ほぼほぼ協定は結んできた状況にありますので、あとそうしたらどういふそれぞれ地域ごとのカルテみたいなものと思うんですけども、その地域のカルテをつくりながら、どこがどういふふうに課題があつて、どうしたらいいのか、それは福祉だけじゃなしに防災についてもそうだと思いますし、子育てについてもそうだと思いますので、そういったカルテもつくりながら、可視化してそれぞれの課題解決を検討してまいりたいと思います。本日は長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございました。

私のあいさつと代えさせていただきます。

○嶋原保健福祉課長

それでは、本日の大正区地域福祉推進会議はこれで終了いたします。本日、本当にありがとうございました。

午後 3 時 38 分閉会